

別表 対象施設等一覧

サービス種別	区分	対象施設	支援対象期間1月あたりの支給額
介護保険サービス事業所等※1	入所系	介護老人福祉施設(定員30名以上) 地域密着型介護老人福祉施設(定員29名以下) 介護老人保健施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 介護予防短期入所療養介護事業所 特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	定員1名あたり 2,800円
	通所系	通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 介護予防通所リハビリテーション事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 介護予防認知症対応型通所介護事業所 通所型サービス事業所	定員1名あたり 900円
	訪問系等	訪問介護事業所 訪問リハビリテーション事業所(もっぱら介護サービスのみ提供している者に限る) 介護予防訪問リハビリテーション事業所(もっぱら介護サービスのみ提供している者に限る) 訪問看護事業所(もっぱら介護サービスのみ提供している者に限る) 介護予防訪問看護事業所(もっぱら介護サービスのみ提供している者に限る) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 訪問型サービス事業所 介護予防マネジメント事業所 福祉用具貸与事業所 介護予防福祉用具貸与事業所	1施設あたり 7,400円

サービス種別	区分	対象施設	支援対象期間1月あたりの支給額
障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所等 ※1 ※2	入所系	共同生活援助事業所 短期入所事業所	定員1名あたり 2,800円
	通所系	児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 生活介護事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援(A型)事業所 就労継続支援(B型)事業所 地域活動支援センター 社会的雇用事業所	定員1名あたり 900円
	訪問系等	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 就労定着支援事業所 相談支援(地域移行・地域定着・計画相談・障害児相談)事業所	1施設あたり 7,400円

サービス種別	対象施設	支援対象期間1月あたりの支給額
医療機関等 ※3	病院・有床診療所(健康保険法に規定する保険医療機関で、近畿厚生局が公表している指定一覧に記載された病床数)	1床あたり 5,000円
	無床診療所(健康保険法に規定する保険医療機関で、近畿厚生局が公表している指定一覧に記載された医療機関)	1施設あたり 10,000円
	薬局(健康保険法に規定する保険医療機関で、近畿厚生局が公表している指定一覧に記載された薬局)	1施設あたり 10,000円
	訪問看護事業所(健康保険法に規定する指定訪問看護事業所で、近畿厚生局が公表している指定一覧に記載されている訪問看護事業所)	1施設あたり 10,000円
	助産所(医療法第6条の3第1項に基づき大阪府知事に報告し、同条第5項に基づき公表されている助産所)	1施設あたり 10,000円

#### 備考

- ※1 同一建物で、複数サービスの指定を受けている(同法人、同事業所、同住所、平面図上でも重複してサービスの指定を受けている)場合は、いずれか一つのサービスのみを対象とする。
- ※2 社会的雇用事業所における支援金の対象定員数は、基準日時点における障害者雇用助成事業補助金の算定の基礎となる対象障害者数とする。
- ※3 (1)病院・有床診療所における支援金の対象病床数は、休床中のものを除く。  
(2)同一建物で、医科と歯科を併設している場合は、いずれか一方のみを対象とする。